

公務員のための 地方自治法（発展編）

講座の特長

地方自治体の事務の基本となるのは地方自治法です。適正に事務を行うためには、地方自治法の理解は不可欠といえます。本講座は、地方自治法の基本の理解を踏まえたうえで、さらに専門的な知識を身につけていただくことを目的としています（『地方自治法（基礎編）』のeラーニング講座を先に受けていただくと理解がより深まります）。

標準学習時間

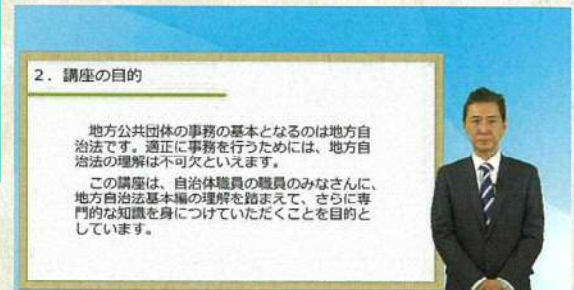
100分（テスト含む）

受講期間：3か月

6月21日(水)～9月20日(水)

担当講師

名古屋学院大学法学部教授
松村 享（まつむら・すすむ）



三重県四日市市に入庁後、総務部総務課長、総務部次長、総務部理事、会計管理者を経て、2018年3月四日市市役所を早期退職し、同年4月から現職。大学では、行政法、地方自治法等の講義を担当。四日市市役所において23年間にわたり法務を担当し、様々な法的課題に取り組んできた。自治体職員としての経験をふまえ、数々の研修の講師も務める。

プログラム

第1章 オリエンテーション

自己紹介、講座の目的、講座の構成

第2章 住民参加と民主主義

国と地方の統治制度の違い、地方における直接民主制の制度（1）～（5）

第3章 地方公共団体への関与

国と地方公共団体との関係、関与のルール、地方自治法上の関与の種類、国と地方との係争処理

第4章 市町村と都道府県との関係

市町村優先の原則、市町村に対する都道府県の関与、地方公共団体相互の係争処理

第5章 公の施設と指定管理者

制度の概要、利用に関する審査請求、指定管理者制度の導入手続、指定管理者に対する地方公共団体の関与、公の施設の使用料と利用料金

第6章 地方公共団体の契約制度

契約締結方法（原則）、契約締結方法（例外）、契約締結方法（例外）、総合評価方式の手続、会計年度と契約、議会の議決が必要な契約（1）～（2）

第7章 住民監査請求と住民訴訟

住民監査請求、住民訴訟、住民訴訟の4つの類型（1）～（2）、住民訴訟

第8章 地方公共団体の財政規律

監査委員による監査、特別監査（1）～（3）、外部監査人による監査、財政健全化法による規律（1）～（2）